

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第132号
事故等種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成25年9月28日（土） 11時55分ごろ
発生場所	山口県下関市蓋井島南方沖 蓋井島灯台から真方位149° 1.1海里付近 （概位 北緯34°05.0′ 東経130°47.6′）
事故等調査の経過	平成25年10月1日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 陽晴丸、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	230-41267福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	操舵用リモコンケーブル（以下「リモコンケーブル」という。）が破断
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、蓋井島南方沖で釣り場移動のため、操縦席にいた船長が、平成25年9月28日11時55分ごろ、船外機を始動し、操舵ハンドルを操作したところ、リモコンケーブルが破断して操舵不能となった。 船長は、携帯電話で118番通報し、救助を求めた。 本船は、山口県水難救済会所属の救助船にえい航され、13時10分ごろ下関市蓋井島漁港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約3.0m/s 海象：波高 約1m
その他の事項	リモコンケーブルは、船外機との接続箇所付近において破断し、破断箇所付近に腐食が認められた。 本船は、昭和55年に進水し、船長が平成21年11月に中古で購入して週に約3～4回釣りに使用しており、リモコンケーブルは、購入当時のものであった。 船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、蓋井島南方沖で釣り場の移動準備中、リモコンケーブルが破断したことから、操舵が不能となり、運航不能となったものと考え

	<p>られる。</p> <p>リモコンケーブルは、破断箇所が腐食していたことから、出港前に点検していれば、本インシデントの発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、蓋井島南方沖で釣り場の移動準備中、リモコンケーブルが破断したため、操舵が不能となったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>本船は、本インシデント後、遠隔操舵装置がワイヤ式から油圧式に変更された。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機のリモコンケーブルは、点検を十分に行うとともに、定期的に新替えること。